

## **第4**

### **中国残留邦人等に対する支援給付のあらまし**

# 中国残留邦人等に対する支援給付のあらまし

## 1 支援給付の概要

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付は、先の大戦末期に生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれた特別の事情に鑑み、平成20年4月1日から実施されている制度です。

中国残留邦人等に対して、満額の老齢基礎年金を受給してもなお、生活の安定が十分に図れない場合に、中国残留邦人等及び配偶者に支給されるものです。

支援給付は、中国残留邦人等支援法第14条第4項により、同法に特別の定めがある場合を除き、生活保護法の規定の例によることとされています。

## 2 支援給付の対象者

老齢基礎年金の満額支給の対象となる方【※1】とその配偶者【※2】で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

【※1】 老齢基礎年金の満額支給の対象となるのは、所定の要件に該当する中国残留邦人等です。対象となるためには、厚生労働省へ申請し、調査・認定を受けることが必要です。

【※2】 原則として、永住帰国の前から継続して配偶者である方が対象となりますが、例外規定があります。

## 3 支援給付の種類

生活、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の7種類で、各支援給付の内容・基準は、原則として生活保護法の規定の例によります。

## 4 支援給付の実施機関

都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が支援給付の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要支援者に対して支援給付を決定し、実施する義務を負っています。

八王子市においては、市長が支援給付の決定、実施に関する事務を行います（生活保護については、福祉事務所長が決定、実施に関する事務を行います）。

## 5 指定医療機関

中国残留邦人等に対する医療支援給付のための医療を担当する機関は、生活保護の場合と同様、指定を受ける必要があります。

八王子市では、生活保護の指定申請書の様式中に、支援給付の指定申請も兼ねる旨を記載し、生活保護法に基づく指定と併せて、中国残留邦人等支援法に基づく指定が行われるようにしています。

なお、中国残留邦人等支援法施行時（平成20年4月1日）に生活保護法に基づく指定を受けていた医療機関は、中国残留邦人等支援法の指定医療機関としてみなされます。

## 6 生活保護との運用上の主な違い

### ア 実施機関

中国残留邦人等に対する支援給付の事務については、八王子市長が行います。  
八王子市役所での担当所管は、福祉部福祉政策課となります。

指定に関する各種届け出につきましては、「5」のとおり、生活保護の指定と併せて八王子市福祉事務所（福祉部生活福祉総務課・医療担当）で受け付けていたします。

### イ 指定医療機関受診手続き

医療券等は実施機関から直接医療機関へ送付いたします。

支援給付受給者は、医療機関で受診する際に、医療券等を提出するかわりに、「本人確認証」を医療機関等の窓口へ提示することになっています。受診後に、受給者の氏名・生年月日を市役所福祉政策課（連絡先は以下のとおり）までお知らせください。後日、医療券等を送付いたします。（FAXの際には別紙をご利用ください。）

### 【参考】本人確認証様式【※】

（表）

（裏）

|                                                                                                    |                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人確認証 NO ○○                                                                                        | <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> |
| 氏 名 ○○ ○○                                                                                          |                                                                                                                                           |
| 生年月日 昭和△△年△△月△△日                                                                                   |                                                                                                                                           |
| 性 別                                                                                                |                                                                                                                                           |
| 住 所 八王子市○○町△△ー△                                                                                    |                                                                                                                                           |
| 上記の者については中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。 |                                                                                                                                           |
| 発行日 令和6年4月1日 八王子市長 初宿 和夫                                                                           |                                                                                                                                           |
| この確認証の有効期間<br>令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までとする。                                             |                                                                                                                                           |

|                                   |
|-----------------------------------|
| 注意                                |
| (1)この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。  |
| (2)この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。 |
| (3)この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。   |
| ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。              |
| ②確認証の記載事項に変更があったとき。               |
| ③確認証の有効期間が満了したとき。                 |
| ④確認証が使用に耐えなくなったとき。                |
| ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。      |
| (4)医療機関で受診する際には、この確認証を窓口へ提示して下さい。 |
| 連絡先 八王子市福祉政策課 TEL042-621-2330     |

【※】有効期間は5年間としています。更新時に細部が変更される場合があります。

## 7 中国残留邦人等のオンライン資格確認の対応について

生活保護制度においては、令和5年度（2023年度）より原則として個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の送信等によるオンライン資格確認

を行っていますところです。

一方、中国残留邦人等支援給付制度においては、厚生労働省より中国残留邦人等が医療機関等に受診する際は、オンライン資格確認を当面は導入せず、現行どおりの医療券方式で対応することとされております。

また、令和6年(2024年)12月2日以降健康保険証が廃止されることに伴い、健康保険加入者、生活保護受給者は医療機関等を受診する際、マイナンバーカードを使用した資格確認を行うことになりますが、中国残留邦人等支援給付対象者は引き続き本人確認証を提示して受診することになりますので、ご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

**【中国残留邦人等支援事務担当所管】** 八王子市福祉部福祉政策課

中国残留邦人支援担当

電話：042-621-2330

FAX：042-628-2477

八王子市福祉部福祉政策課

医療券・調剤券請求用紙

| 受給者番号 | 受診月 | 備考(処方元)※ |
|-------|-----|----------|
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |
|       |     |          |

※調剤の場合は、処方元医療機関名を記入してください。

医療機関名：

電話番号：